

## 本人確認情報の県利用状況について

### 1 住民基本台帳法の規定

#### 第 30 条の 8

第 1 項 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

1. 別表第 5 に掲げる事務を遂行するとき。
2. 条例で定める事務を遂行するとき。
3. 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
4. 統計資料の作成を行うとき。

### 2 住民基本台帳法別表第 5 の事務及び条例で定める事務における利用状況

利用状況（平成 20 年 1 月 7 日～平成 21 年 11 月 30 日）

項 目 名	区 分	利用開始	利用件数	利用率
恩給法に関する事務	別表 5	H20.1.7	6,207 件	-
消防法に関する事務			249 件	76.3%
原子爆弾被爆者援護法に関する事務			1,310 件	-
電気工事士法に関する事務			749 件	53.3%
宅地建物取引業法に関する事務			226 件	43.2%
旅券法による旅券発給事務		H20.5.12	74,098 件	90.4%
県税の賦課徴収に関する事務	独自条例	H20.8.1	160,684 件	-
退職年金の支給に関する事務			456 件	-
合 計			243,979 件	

利用率は申請を伴う事務のみ